

ポータビリティ制度

ポータビリティとは、基金から一時金・年金を受け取らず、転職先等の他の年金制度に移換し、移換先の制度から将来年金として受け取ることができる制度です。

対象

- ・加入者期間が3年以上15年未満の方が退職したとき
- ・加入者期間が15年以上の方が、60歳未満で退職したとき

移換ができる制度

- ①企業年金連合会通算企業年金
- ②企業型確定拠出年金
- ③個人型確定拠出年金
- ④確定給付企業年金
- ⑤厚生年金基金

ただし、④確定給付企業年金および⑤厚生年金基金は転職先等に同制度があり、その年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合に限り受け取りますので、転職先等にご確認ください。

手続き

退職時に、各社・各地区の退職手続き担当者より手続き方法をご案内します。
企業年金連合会以外に移換する場合は、ご本人が転職先等より「移換申出書」を入手し、基金に提出していただくこととなりますのでご注意ください。

移換額

脱退一時金相当額の全額の場合に限ります。
一部一時金での受け取りを選択した場合は移換することはできません。

移換申出期限

原則、退職日の翌日（資格喪失日）から1年以内となります。

ただし、以下の場合は、申出期限は1年未満となります。

- ・厚生年金基金へ移換する場合
「移換先の厚生年金基金の取得年月日から3ヶ月を経過する日」と「退職日の翌日（資格喪失日）から1年を経過する日」のいずれか早い日が申出期限となります。
- ・退職日の翌日（資格喪失日）から1年以内に60歳に到達する場合
「60歳に到達する日（誕生日の前日）」と「退職日の翌日（資格喪失日）から1年を経過する日」のいずれか早い日が申出期限となります。

移換先の種類と留意点

企業年金連合会	企業年金の年金通算センターとして、脱退一時金相当額を移換することにより終身年金の給付を受けることができます。 原則として、年金受給開始年齢時まで一時金化できません。 移換する際に、脱退一時金相当額から事務手数料が控除されます。 詳しくは、企業年金連合会にお問い合わせください。 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階 電話：0570-02-2666(PHS・IP電話からは03-5777-2666)
企業型確定拠出年金	転職先等が確定拠出年金を実施している場合、脱退一時金相当額を移換することができます。 原則として、年金受給開始年齢時まで一時金化できません。 詳しくは、転職先等の会社にお問い合わせください。
個人型確定拠出年金	企業を退職して個人型確定拠出年金[iDeCo]に加入する場合に、国民年金基金連合会に脱退一時金相当額を移換することができます。 原則として、年金受給開始年齢時まで一時金化できません。 移換する際に、脱退一時金相当額から事務手数料が控除されます。 詳しくは、国民年金基金連合会にお問い合わせください。 イデコダイヤル 電話：0570-086-105
確定給付企業年金	転職先等に加入できる確定給付企業年金の制度があり、かつその制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合に限り受け取ります。 詳しくは、転職先等の会社にお問い合わせください。
厚生年金基金	転職先等に加入できる厚生年金基金があり、かつその制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合に限り受け取ります。 詳しくは、転職先等の会社にお問い合わせください。